

第三者審査報告書

本報告書は、信頼性と透明性を確保するために、
第三者機関(株式会社 新日本環境品質研究所 殿)による審査報告書をいただいています。

2005 富士通グループ 社会・環境報告書に対する第三者審査報告書


2005年6月9日

富士通株式会社

代表取締役社長 黒川 博昭 殿

株式会社新日本環境品質研究所

代表取締役

栗原 安夫 

1. 審査の目的及び範囲

当研究所は、富士通株式会社の責任において作成された、同社の社会・環境報告書「2005 富士通グループ 社会・環境報告書」(以下、「同報告書」という)について会社と合意した特定の審査手続を実施した。当研究所の審査の目的は、同報告書に記載されている富士通株式会社及び主要子会社の環境パフォーマンス数値、環境会計数値及びその他の記述情報について、独立の立場で検証を行いその結果を報告することである。

当研究所の実施した審査手続は、監査とは異なるため同報告書に対して監査意見を表明するものではない。

2. 審査の手続

当研究所は、会社との合意に基づく次の審査手続を実施した。

- (1) 同報告書に記載されている環境パフォーマンス数値及び環境会計数値に関する情報の収集過程、集計方法の検討
- (2) 同報告書に記載されている環境パフォーマンス数値及び環境会計数値について、試査の方法による、その基礎となる資料及び関連する資料との照合並びに計算の正確性の検証
- (3) 同報告書に記載されているその他の記述情報について、基礎となる資料及び関連する資料との整合性の検証
- (4) その他、必要に応じて工場及び子会社へ往査し、作成責任者への質問、現場視察による状況把握及び稟議書等関連資料の比較検討

3. 審査の結果

当研究所の審査手続の結果は次の通りである。

同報告書に記載されている環境パフォーマンス数値、環境会計数値及びその他の記述情報は、会社の定める方針に従い適切に収集、集計、開示されたことについて、変更すべき重要な事項は認められなかった。

4. 株式会社新日本環境品質研究所の独立性

当研究所は、新日本監査法人グループとして、公認会計士法、日本公認会計士協会「倫理規則」及び当監査法人「倫理規定」が規定する独立性の要件を満たしている。

以 上